

沼津市環境保全基本条例の全部を改正する条例骨子（案）
に関する意見募集の結果について

沼津市環境保全基本条例の全部を改正する骨子（案）に関してパブリックコメントを実施したところ、下記のとおりご意見をいただきました。 審議した結果、いただいたご意見については条例策定における庁内調整等の参考意見とさせていただきます、骨子（案）は「変更なし」といたします。

1 パブリックコメントの実施状況

○実施期間：令和元年 11 月 15 日（金）～12 月 16 日（月）

○提出者数：1 人

○意見数：1 件

○提出方法：電子メール 1 通

2 提出された意見の内容及び市の考え方

	意見（要旨）	意見に対する考え方	修正の有無
1	<p>○全部改正により、現条例に規定する施策等の根拠が失われてしまうことから、それらに対する対応をすべき。</p> <p>現条例（沼津市環境保全基本条例）は、昭和 48 年に制定され、制定当時に必要と考えられた様々な項目が規定されている。</p> <p>今回の全部改正により、国の環境基本法等に準じた場合、施策の規定が失われてしまう。</p> <p>現条例に規定があるもののうち、「安全」、「開発行為の規制」、「消費生活の保護」及び「文化環境の保全」等は、速やかに条例化等の対応をする旨、追記したらどうか。</p>	<p>現条例に規定されている施策について、関係課と調整を図り、必要に応じて個別条例等の整備を検討してまいります。</p> <p>意見は今後の条例等の制定の参考とさせていただきます。</p>	修正なし